

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 4 月 27 日現在

機関番号：34419

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730783

研究課題名（和文）新制師範学校の制度的意義に関する実証的研究
—高等教育機関の採用基準に着目して—

研究課題名（英文）An Empirical Study of institutional significance of the new system Normal School- In view of the inclusion criteria of higher education institutions-

研究代表者

小田 義隆（ODA YOSHITAKA）

近畿大学・生物理工学部・准教授

研究者番号：50455094

研究成果の概要（和文）：昭和 18 年に専門学校程度に昇格した新制師範学校が高等教育機関として確立していたことを、昇格段階に既存する高等教育機関の採用人事資料を使い、その履歴を比較分析する方法を用いて実証した。教員採用の基準としては中等教育機関以上における教歴によって職階を決めるという共通の特徴が見られた。高等教育機関卒業見込みの若手の教員に関しては、助教授に採用される所などは新制師範学校と同様な特徴が見られた。

研究成果の概要（英文）：The Research has demonstrated that the new system Normal School was established as a higher education institution. The study was carried out in a way to compare the human resources data of normal school personnel and material of higher education institutions. As a result, Personnel affairs of higher education institutions and new system Normal School had common features.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：高等教育機関 教員人事 師範学校専門学校程度昇格 任用内協議

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は、以下の背景の物開始した。1943年、師範教育令改正により、師範学校制度は戦前最大の制度改革を行い大きな転換点を向かえた。制度改革の大きな変更点は、次の二点である。

- ①道府県立から官立に移管し、国家が直接的に教員を養成する制度に転換したこと。
- ②入学資格を中等学校修了としたことで専門学校程度の学校に昇格したこと。

上記、師範学校制度に関する大変革は、

戦前の師範学校改革の到達点として位置付けられている。しかし、戦時下の非常事態における改革であったため、教育の根本的な崩壊に当面せざるを得ず、正規の実態をなさない改革であったと評価された。そのため、戦後教育改革における、戦後教員養成の2大原則（教員免許状授与の開放制・大学における教員養成）の研究が精力的に進められた。そして師範学校の専門学校程度昇格は、研究対象として価値の低いものと評価され、戦後教育改革の前史的な位置付けで記載されることが多く、小学校教員養成制度の戦前・戦後の連続性に着眼した研究は少ない。

師範学校の専門学校程度昇格に関する先行研究は、上述の理由から極めて少ないが、その中でも代表的なものは以下の五点である。①国立教育研究所編『日本近代教育百年史 5』教育研究振興会、1974年。②中内敏夫、川合章編『日本の教師 6 教員養成の歴史と構造』明治図書、1974年。③横畑知己「1943年『師範教育令』に関する一考察」『教育学研究』第54巻 第3号 1987年9月。④船寄俊雄『近代日本中等教員養成論争史論』学文社、1998年。⑤清水康幸『教育審議会の研究 師範学校改革』野間教育研究所、2000年。

いずれも、師範学校専門学校程度昇格までの議論の詳細な分析は非常に詳しく、昭和戦前期の教員養成研究として逸することの出来ない業績である。しかし、小学校教員養成制度の戦前・戦後の連続性に着目して先行研究を概観すると、④で船寄が「戦後に確立する小学校教師を含めた教師の大学における養成の原則は突然のものではなく、すでに戦前、教師教育改革を議論する中に、それを展望しうる思想が準備されつつあった」と論述されているのみで、制度

的な連続を実証的に追究した研究は管見したところ存在しない。

(2)そこで、2007年度の若手研究（スタートアップ）において、小学校教員養成の戦前・戦後の制度的な連続性を実証する基礎的な研究として、師範学校の専門学校程度昇格に関する具体的なプロセスを究明するべく教員人事に焦点を当てて研究を進めた。具体的には、県立師範学校の教諭が、専門学校程度に昇格した師範学校の教員として採用される際、どのような職階で採用されるかを調査した。資料としては国立公文書館で発見した、これまで誰も使用していない専門学校程度に昇格した師範学校教員の履歴書1995名分を収集分析し、以下の結果が明らかになった。

- ①中等教員としての勤務年数が、本科教授・本科助教授・予科教諭としての採用基準の1つとなっている。
- ②採用者の学歴が本科教授・本科助教授・予科教諭としての採用基準となっている。中等教員としての勤務年数が少なくとも、研究歴があれば教授・助教授として採用されている。

上記の分析結果により、専門学校程度に昇格した師範学校が、これまでの「いかに教えるか」を重視する「教職的研究修練」機関としての性質から、学問の研究深化を重視する「純学問的専門研究」機関としての性質に転換したことを実証した。

(3)しかし、その当時にすでに高等教育機関として存在した旧制高等学校および高等師範学校等の教員採用基準が明らかになっておらず、専門学校程度昇格後の師範学校教員が高等教育の教員の性質を持ったもの

なのかは実証できていないという背景をもっていた。

2. 研究の目的

(1) 上記の背景のもと、専門学校程度に昇格した師範学校制度発足により、高等教育における小学校教員養成が開始され、戦後教育改革で達成された高等教育における小学校教員養成との制度的な連続性を有すると仮説が立つ。

しかし、その仮説は、専門学校程度に昇格を果たした師範学校の教員採用人事基準が既存の高等教育機関の教員採用人事基準とどのような相違があるのかと言う問題を包含する。この問題の究明には、昇格後の師範学校教員と、これまで中等学校教員養成を担ってきた高等師範学校を含む官立・私立の専門学校の教員との採用基準の相違を分析する必要があり、本研究ではこの問題点を歴史的・実証的に解決することを目的としている。

(2) 師範学校教員が高等教育機関教員として採用された基準と、他の既存の専門学校の採用基準との相違の分析をすることにより、専門学校程度に昇格した師範学校制度の制度的・歴史的意義付けの究明が可能となり、戦前から高等教育機関における小学校教員養成が開始されていたこと実証的に究明し、従来の先行研究では明らかにされなかった小学校教員養成の戦前・戦後の制度的連続性を実証し、教員養成制度研究に対して新たな知見を与えるものである。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、第一に、国立公文書館所蔵の第一次資料の収集を行った。これまでに収集した師範学校の専門学校程度昇格の際に提出された履歴書に記載された内容と、既存の高等教育機関であった学校の教員履歴

書を比較分析するため、旧制高等学校、高等師範学校および私立専門学校人事資料を収集し、現任校で分析することが出来るようにマイクロフィッシュ化した。この資料を通して、戦前の高等教育機関教員の採用基準の究明を行うこととした。

(2) その手がかりとなる国立公文書館所蔵の代表的な資料は、①「高等官進退」②「判任官進退」③「教官採用」の資料群である。①②の資料によって、高等教育機関の教員の採用のプロセスが明らかになり、師範学校教員における採用時のプロセスとの違い等が明らかになる。また、③の資料群には官立専門学校教員の詳細な履歴書が含まれており、これらをデータベース化し、師範学校教員の履歴と比較分析することにより、以下の2点のことを明らかにした。

- ①教員養成を担う官私立高等教育機関と、師範学校の教員採用に関する具体的なプロセスの相違。
- ②教員養成を担う各高等教育機関の教員の採用基準の相違。

上記の2点をふまえた上で、師範学校教員の高等教育機関における制度的意義および、専門学校程度に昇格した師範学校像の究明の一助とする。さらに、師範学校が目指した小学校教員像が明らかになり、小学校教員養成の戦前・戦後の制度的連続性を分析した。

4. 研究成果

本研究の目的は、1943年、3月6日制定8日公布の師範教育令改正により道府県立師範学校が専門学校程度に昇格することにより、高等教育機関としての教員組織を組織できたか否かを実証することである。

その方法として、2007年度の若手研究にて収集した、師範学校専門学校程度への昇

格過程で文部省に提出した新制師範学校教員の文部省国民教育局作成の採用書類（国立公文書館所蔵、請求番号：本館-3A-032-04・昭 59 文部 02316100、本館-3A-032-04・昭 59 文部 02317100、本館-3A-032-04・昭 59 文部 02318100、本館-3A-032-04・昭 59 文部 02319100 に記載されている履歴書 2309 名分：これらの資料と本研究で発掘した資料の解題を近畿大学生物理工学部戦略的研究課題の補助金で作成中）と、本研究で新たに収集した、中等学校の教員養成を担ってきた既存の高等教育学校の教員採用に使用された文部省専門教育局教育課作成の採用書類を比較分析することにより実証した。

国立公文書館所蔵の第一次資料の収集では、昭和 18 年段階で高等教育機関として存在した学校の教員採用人事書類を発掘した。移管元機関が文部省、大臣官房総務課記録班分類文章、第一総務門は（職員進退）「教官採用」の資料群（国立公文書館所蔵、請求番号：本館-3A-032-04・昭 59 文部 02311100、本館-3A-032-04・昭 59 文部 02312100、本館-3A-032-04・昭 59 文部 02313100、本館-3A-032-04・昭 59 文部 02314100）である。これらの資料群は、次のような資料で構成されている。

- ①採用先の学校長が文部省専門学務局長に宛てた採用に関する問い合わせ
- ②専門学務局長から採用先学校長に宛てた差し支え無しの紹介結果
- ③履歴書
- ④成績書
- ⑤健康診断書
- ⑥各種免許状の写し

その中で以下の属性の履歴書を収集し、

マイクロフィッシュ化を行った。旧制高等学校教授採用 168 名、助教授採用 4 名、講師採用 31 名、兼任主事採用 9 名、その他教官 1 名。東京外国語学校教授採用 8 名、助教授採用 3 名、講師採用 2 名、教官採用 3 名の採用履歴書および、その他、大阪外国語学校、東京音楽学校、東京高等体育学校、熊本薬学専門学校、東京美術学校、東京高等歯科学校、富山薬学専門学校、東京高等歯科医学学校、東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校の採用履歴書 33 名分である。

これらの資料から、師範学校においては文部省国民教育局長宛への伺い対して、既存の高等教育機関の教員採用に関しては、文部省専門学務局長（旧制高等学校および専門学校）と文部省普通学務局長（高等師範学校）に伺いをしていることから、師範学校が専門学校「程度」に昇格しており採用のプロセスの差異を見うけることが出来る。しかし、新制師範学校と高等教育学校の採用時に提出された教員採用人事書類（履歴書）を比較分析することにより、師範学校教員採用と既存の高等教育機関教員採用における基準に関する共通点を見いだす事が出来た。両者の人事を取り扱う機関は、高等教育学校が専門学務局および普通学務局に対して、新制師範学校は国民教育局という決定的な違いはあるが、教員採用の基準としては中等教育機関以上における教歴によって職階を決めるという共通の特徴が見られた。高等教育機関卒業見込みの若手の教員に関しては、判任官の助教授に採用される所などは新制師範学校と同様な特徴が見られた。また、同じ師範教育の系譜である女子高等師範学校人事に関しては、新制師範学校の教員と同様に師範学校卒業後高等師範学校、文理科大学を経て採用さ

れているケースも多く、新制師範学校採用人事との差異が見られなかった。

以上の分析から、専門学校程度に昇格した師範学校は、教員採用人事においても高等教育としての教員採用を行っており、戦前において高等教育による教員養成が開始されており、高等教育における教員養成の戦前戦後の連続性を実証することが出来たと考える。今後、現在作成中の本研究で発見された資料の改題を完成し、多くの研究者に教員人事資料の存在を周知し、教員養成研究の深化につなげたいと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

(1) 小田義隆、師範学校専門学校程度昇格に伴う保育者養成制度改革に関する一考察、近畿大学教養・外国語教育センター紀要(一般教養編)、査読有、第3巻1号、2013、1-10

〔学会発表〕(計2件)

(1) 小田義隆、師範学校専門学校程度昇格に伴う保育者養成制度改革に関する一考察、教育史学会 第55回大会、京都大学(京都府)、2011年10月2日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小田 義隆 (ODA YOSHITAKA)
近畿大学・生物理工学部・准教授
研究者番号：50455094

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し